

農地法第3条許可申請手続き等一覧表

■基本書類

添付書類	必要部数
1. 申請書 2. 土地の登記（全部）事項証明書 ※法務局で取得する原本 3. 案内図 4. 公図 ※写しでも可 5. 耕作証明書 ※稲城市以外の農地を耕作している場合、農地のある農業委員会から証明を受けてください	各1部

■その他必要な書類 ※必要な場合には、これら以外の書類を求めることがあります。

1. 土地登記簿謄本記載と申請書の記載が異なる場合	2. 単独申請の場合
(1)所有者の住所が異なる 住民票の写し・戸籍の附票など (2)所有者の氏名が異なる 除籍謄本・戸籍謄本・住民票の写し・遺産分割協議書など (3)土地の一部の申請(※ア、イのどちらか) ア. 地積測量図 イ. 公図写しに求積を記入したもの(当事者の署名入り) (4)保存登記がない(※ア、イのどちらか) ア. 保存登記後の土地登記簿謄本 イ. 不在籍・不在住証明書及び固定資産税課税証明書	(1)競売、公売による場合 競落、買受の証明書 (2)遺贈の場合 相続人又は遺言執行者のわかる書面 (3)確定裁判による場合 判決のわかる書類 (4)裁判上の和解等の場合 和解調書・認諾調書・調定調書・審判書
	3. 代理人等の申請の場合
	親権者、後見人、相続財産管理人、遺言執行人、破産管財人等がわかる書類・委任状

申請を行っても許可を得られない場合があります。

- (1)申請地の取得が資産保有を目的とする場合
- (2)申請地の取得後、譲受人及びその世帯員が農作業に従事しないで、他の者が利用する場合
- (3)譲受人の経営すべき農地のうち、不耕作地がある場合
- (4)譲受人の経営状況や申請地までの通作距離等、農地を効率的に利用すると認められない場合
- (5)譲受人及びその世帯員の合計経営耕地（借受地を含む）が50アール以上とならない場合

※ただし、次を除く

- ①草花等の栽培が集約的に行われると認められる場合
- ②農業委員会のあっせんに基づく農地の交換で相手方が下限面積を上回る農業耕作地がある場合
- ③所有権に基づき耕作している農地の所有者の隣接地の取得で、所有地と一体として利用しなければ利用が困難な場合